

銚田・大洗広域事務組合個人情報保護条例

制定 令和3年4月1日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、銚田・大洗広域事務組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の保護等)

第2条 組合の個人情報の保護については、銚田市個人情報の保護に関する条例（平成27年銚田市条例第19号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。